

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（瀬戸内町民生委員・児童委員連絡協議会）
2. 監査の日時 令和8年6月16日（火） 午前9時57分
3. 監査の対象 瀬戸内町民生委員・児童委員連絡協議会に対する令和7年度補助金について。
4. 監査の目的 瀬戸内町民生委員・児童委員連絡協議会に対する令和7年度補助金の処理状況を監査し、本町における社会福祉の増進（住民の立場に立って相談、支援活動等）に寄与させるのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、書記及び町担当職員より説明を受け、関係資料等により実施した。
6. 監査の結果 瀬戸内町民生委員・児童委員連絡協議会 3,000,000円
支出額(活動費等8,373,775円のうち、町補助金3,000,000円)の執行については適正に処理されていることを認めた。
○瀬戸内町民生委員・児童委員連絡協議会に対する補助金交付申請並びに実績報告においては、適切に処理されていた。

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（瀬戸内町社会福祉協議会）
2. 監査の日時 令和8年6月16日（火） 午前10時23分
3. 監査の対象 瀬戸内町社会福祉協議会に対しての令和7年度補助金及び貸付金について
4. 監査の目的 瀬戸内町社会福祉協議会に対する令和7年度補助金及び貸付金の処理状況を監査し、本町における社会福祉の活動に寄与させるのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、会長、事務局長及び町担当職員より説明を受け、関係資料等により実施した。
6. 監査の結果 (1)社会福祉協議会運営費補助金 13,000,000円
・支出額16,217,402円のうち、町補助金13,000,000円の執行については適正に処理されていることを認めた。
○瀬戸内町社会福祉協議会に対する補助金交付申請並びに実績報告においては、適切に処理されていた。

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（南部交通株式会社）
2. 監査の日時 令和8年6月17日（水） 午前8時53分
3. 監査の対象 南部交通株式会社に対しての令和7年度補助金について
4. 監査の目的 南部交通株式会社に対する令和7年度補助金等の処理状況を監査し、奄美交通の路線廃止に伴う瀬戸内町本島側の交通の利便を図るのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、代表取締役、取締役、事務員・税理士及び町担当職員より説明を受け関係資料により実施した。
6. 監査の結果 南部交通株式会社に対する廃止路線代替バス運行費補助金 39,391,000円
・支出額(運行経費48,929,118円のうち、町補助金39,391,000円)の執行については概ね適正に処理されていることを認めた。
○南部交通株式会社に対する補助金交付申請並びに実績報告においては、適切に処理されていた。

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（瀬戸内町スポーツ協会）
2. 監査の日時 令和8年6月17日（水） 午前9時26分
3. 監査の対象 瀬戸内町スポーツ協会に対しての令和7年度補助金について
4. 監査の目的 瀬戸内町スポーツ協会に対する令和7年度補助金の処理状況を監査し、本町におけるスポーツ、レクリエーションを振興し、町民の体力の向上に寄与させるのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、町担当職員より説明を受け、関係資料等により実施した。
6. 監査の結果 瀬戸内町スポーツ協会補助金 7,166,000円
・支出額(活動費等9,094,959円のうち、町補助金7,166,000円)の執行については概ね適正に処理されていることを認めた。

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（加計呂麻バス有限公司）
2. 監査の日時 令和8年6月17日（水） 午前9時54分
3. 監査の対象 加計呂麻バス有限公司に対しての令和7年度補助金について
4. 監査の目的 加計呂麻バス有限公司に対する令和7年度補助金等の処理状況を監査し、瀬戸内町加計呂麻島島民の交通の利便を図るのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、事務長及び町担当職員より説明を受け関係資料により実施した。
6. 監査の結果
加計呂麻バスに対する廃止路線代替バス運行費補助金 46,689,000円
・支出額（運行経費 57,199,778 円のうち、町補助金 46,689,000 円）の執行については概ね適正に処理されていることを認めた。
加計呂麻バスに対する廃止路線代替バス等車両購入費補助金 6,999,000円
・車両購入費 8,528,620 円のうち、町補助金 6,999,000 円の執行については概ね適正に処理されていることを認めた。
○加計呂麻バス有限公司に対する補助金交付申請並びに実績報告においては、適切に処理されていた。

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（奄美農業協同組合 大島事業本部 瀬戸内支所）
2. 監査の日時 令和8年6月17日(水) 午前10時23分
3. 監査の対象 あまみ農協瀬戸内支所に対する令和7年度 各補助金及び農業振興資金貸付金について
4. 監査の目的 令和7年度 各補助金及び農業振興資金貸付の処理状況を監査し、本町における農業の振興発展に寄与させるのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、支所長及び町担当職員より説明を受け、関係資料等により実施した。
6. 監査の結果 (1) 奄美農業協同組合 大島事業本部 瀬戸内支所各補助金 680,356円（別紙のとおり）
○奄美農業協同組合 大島事業本部 瀬戸内支所に対する補助金交付申請並びに実績報告においては、適切に処理されていた。

(1) 令和7年度 各補助金の内訳

(単位：円)

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	比較
農業近代化資金利子補給補助金	29,727	40,598	86,744	100,983	△10,871
口蹄疫経営維持緊急資金利子補給補助金	0	0	0	0	0
大家畜経営維持緊急支援資金利子補給補助金	9,529	10,520	11,452	11,958	△991
優良種豚導入事業補助金	100,000	100,000	100,000	100,000	0
瀬戸内町農業振興会育成補助金	254,000	254,000	229,000	254,000	0
子牛運搬費用軽減対策事業補助金	287,100	379,000	412,500	534,600	33,500
合 計	680,356	784,118	839,696	1,001,541	21,638

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（瀬戸内町地域女性団体連絡協議会）
2. 監査の日時 令和8年6月17日（水） 午前11時00分
3. 監査の対象 瀬戸内町地域女性団体連絡協議会に対する令和7年度育成補助金の処理状況
4. 監査の目的 令和7年度における地域女性団体連絡協議会に対する育成補助金の処理状況を監査し、本町女性団体の育成目的に基づき適切に使用されているかを確認するのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、会長及び町担当職員より説明を受け、関係諸帳簿及び資料に基づき実施した。
6. 監査の結果
(1) 育成補助金 300,000円
○瀬戸内町地域女性団体連絡協議会に対する補助金の交付申請並びに実績報告書は、適正に処理されていた。

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（瀬戸内町商工会）
 2. 監査の日時 令和8年6月17日（水） 午後1時26分
 3. 監査の対象 瀬戸内町商工会に対する令和7年度運営補助金の処理状況及び商工業振興資金斡旋償還状況
 4. 監査の目的 令和7年度における商工業者に対する商工会運営補助金の処理状況並びに商工業振興資金の貸付及び償還状況を監査し、本町商工業の経営体質の改善合理化を図り、商工業振興発展に寄与させるのが目的である。
 5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、事務局長、経営指導員及び町担当職員より説明を受け、関係諸帳簿及び資料に基づき実施した。
 6. 監査の結果

（1）運営補助金	2, 100, 000円
（2）プレミアム商品券補助金	2, 500, 000円
（3）商工業制度資金等利子補給補助金	698, 000円
- 瀬戸内町商工会に対する補助金の交付申請並びに実績報告書は、適正に処理されていた。

監査結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

瀬戸内町監査委員

川畑 輝芳

池田 啓一

記

1. 監査の種類 財政援助団体の監査（奄美アイランドドローン株式会社）
2. 監査の日時 令和8年6月17日（水） 午後2時30分
3. 監査の対象 奄美アイランドドローン株式会社に対しての令和7年度補助金について。
4. 監査の目的 令和7年度における奄美アイランドドローン株式会社に対するデジタル技術を活用した地域課題の解決事業の処理状況を監査し、本町におけるデジタル技術を活用したサービスの拡充に寄与させるのが目的である。
5. 監査の方法 監査の執行に当たっては、町担当職員より説明を受け、関係資料等により実施した。
6. 監査の結果 奄美アイランドドローン株式会社 34,602,474円
支出額(活動費等 38,619,480 円のうち、町負担金 34,602,474 円)の執行については適正に処理されていることを認めた。